

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 4 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 30 日専決

熊取町長 藤 原 敏 司

1. 事故発生日時 令和 6 年 7 月 10 日 午前 10 時 30 分頃

2. 事故発生場所 熊取町野田 1 丁目 1 番 8 号
熊取町立総合保健福祉センター内

3. 相 手 方 [REDACTED]
被害者 [REDACTED]
親権者 [REDACTED]

4. 事 故 の 概 要 親子同伴の子育て相談事業を実施している際、被害者が動いて室内にあった机の足と接触しそうになり、職員が座ったまま後ろから抱き抱えようとしたところ、被害者が体をのけ反らせたため、職員の膝から床にずり落ち、頭部を打撲したものの。

5. 損 害 賠 償 額 7, 2 2 7 円